

屋上緑化推進事業

都市緑化を推進し、都市の快適な生活空間を創出するため、建物の屋上や外壁面を緑化する事業に補助金を交付します。

▽地域Ⅱ本市の市街化区域内

▽事業Ⅱ屋上緑化事業(植栽面積3平方メートル以上)、壁面緑化事業(植栽面積3平方メートル以上)、ベランダ緑化事業(植栽面積1平方メートル以上/プラントナーなどの設置は除く)のうち、植栽、植栽用土壌、灌水排水設備などに要する費用 ▽補助金Ⅱ対象事業に要した費用の2分の1支給限度額20万円、最低額5000円) ①公園緑地課に事前に相談を。 ▽申請期限Ⅱ平成27年1月30日(金) ※受付件数に限りあり。着工後の申請不可

②公園緑地課(☎231-1933)

身体などに障害のある方に対する軽自動車税の減免

障害者手帳などを持っている方に対する軽自動車税の減免制度があります。減免を受けることのできる障害の範囲や手続き方法などは問い合わせてください。減免を受けている方でも、障害名・等級運転者、使用目的に変更がある場合や車両番号を変更した場合は、改めて申請が必要です。

③申請期限Ⅱ5月26日(月)

④資産税課(☎231-1918)、各

総合支所市民生活課 ▽菊川(☎287-4001) ▽豊田(☎766-2953) ▽豊浦(☎772-4012) ▽豊北(☎782-1918)

看板の経過措置期間満了が迫っています

改正された下関市屋外広告物条例が、平成21年6月1日から施行されています。条例改正に伴う経過措置期間(平成26年5月31日まで)が間もなく満了しますので、広告業者、看板を管理している方は、経過措置期間の満了までに必要な手続きを行ってください。



●必要な手続きⅡ経過措置期間満了までに許可を受ける必要があります。条例の基準に適合しないものは変更・改造が必要となる場合がありますので、早めに確認を。

●経過措置期間満了後はどうなる?Ⅱ条例の基準に適合しない看板は、除却命令など、罰則の対象となります。 ※許可手続きなどの詳細は、まちなみ住環境整備課へ問い合わせを ⑤まちなみ住環境整備課 (☎231-1225)

水洗便所改造等 資金利子補給制度

⑥水洗化工事(下水道への接続)を行う方 ※法人や新築住宅を除く ※工事着工後は申請不可 ⑦▽融

資条件Ⅱ取扱金融機関の融資条件に該当する方 ▽融資金額Ⅱ1戸当たり50万円以内 ▽融資利息・保証料Ⅱ下水道局が全額負担 ▽償還方法Ⅱ融資を受けた翌月から5年以内の毎月均等償還 ▽取扱金融機関Ⅱ山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫の市内各本支店 ⑧上下水道局下水道課 (☎231-1363)

下関で生産された木材を安く販売します

⑨市内に事業所を置く工務店や市内に居住する個人 ⑩市内で生産されたスギ・ヒノキの柱材を、下関ブランド「しものせ木」として安く販売 ▽本数(年間限度数)Ⅱ個人/100本、業者/300本 ▽規格Ⅱ特1(105×105×3000)ミリ、特1(120×120×3000)ミリ ⑪農林整備課(☎231-1256)

森林の土地の所有者となった方は届け出が必要です

⑫個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方 ※国土利用計画法に基づき届け出を提出した場合は不要 ⑬土地の所有者となった日から90日以内 ※事後の届け出 ⑭届出先Ⅱ農林整備課、各総合支所農林課・農林水産課 ※対象森林は届出先で確認でき、届出書類も配布。市ホームページからもダウンロード



下関市健康づくり計画「ふくふく健康21(第二次)」ができました

下関市健康づくり計画「ふくふく健康21」の計画期間が平成25年度で終了し、平成26年度から35年度までの10年間の計画期間とする「ふくふく健康21(第二次)」を策定しました。「いのちを考え生きる力を育み いのちのハーモニーを奏でるまちづくり」を基本理念とし、一人ひとりの健康から、まち全体が元気になっていくことを目指し、市民の皆さん、関係機関などと一体となり、健康づくりの輪を広げていきます。 ※計画書冊子は、保健総務課、各保健(福祉)センターで配布。市ホームページからも閲覧可 ⑮保健総務課(☎231-1408)

⑯町可 ⑰農林整備課(☎231-1256)

宅内の汚水まですは定期的に掃除しましょう

公共下水道に接続されている家庭内の汚水ますには、構造上、汚水に含まれるわずかな固形物や油分がたまりやすくなります。放置しておくことが詰まる可能性があります。各家庭で定期的に掃除しましょう。個人で十分可能です。

最近、汚水まですの清掃を代行する民間業者がいます。市は関与していませんので、注意を。

⑱上下水道局下水道課(☎231-1363)、北部事務所(☎772-4028)

森林の立木伐採は届け出を

⑲県の定める地域森林計画対象森林の立木を伐採するときは、森林法に基づき届け出が必要です。無

断伐採は100万円以下の罰金に処せられます。

⑳森林所有者、伐採の権限を持つ方 ※伐採する人と所有者が違う場合、連名による届け出が必要 ㉑伐採を始める90日前/30日前 ㉒届出先Ⅱ農林整備課、各総合支所農林課・農林水産課 ※対象森林は届出先で確認でき、届出書類も配布。市ホームページからもダウンロード可 ㉓農林整備課(☎231-1256)

有害鳥獣駆除活動に理解と協力を

毎年、イノシシ・シカなどによる農林作物などへの被害が数多く発生しています。市では、農林作物被害の発生情報に基づく地元猟友会や自治会長などからの有害鳥獣捕獲依頼に対し、捕獲隊(猟友会)



